

ゆまにてなにわ ver. 32

わたしもあなたも全員主役！

人権教育・啓発のための施設です。ご利用ください。

リパティおおさか

大阪人権博物館



大阪市浪速区浪速西3-6-36
(06) 6561-5891

リパティおおさか

豊かな人間性や幅広い社会性の醸成を図る人権などさまざまな資料の展示や、気づきや発見を促す体験の場の提供を通して、豊かな人権感覚を育み、人間性豊かな文化の発展に貢献することを目的としています。

ヒューライツ大阪

アジア・太平洋人権情報センター



大阪市西区西本町1-7-7-8F
(06) 6543-7002

ヒューライツ大阪

国際的な人権情報の収集・発信、調査・研究、研修・啓発、広報・出版、相談・情報サービス機能などを通じて、アジア・太平洋地域の人権の確立・伸長に貢献するとともに、国際化時代にふさわしい人権感覚を醸成することを目的としています。

ドーンセンター

大阪府立男女共同参画・青少年センター



大阪府中央区大手前1-3-49
(06) 6910-8500

ドーンセンター

男女共同参画社会の実現と青少年の健全な育成に資することを目的とした施設です。「女性」をキーワードとした広範な情報の提供、啓発学習のための講座等の開催、女性の悩みや問題に関する相談などの事業を実施している他、ホール、会議室等を提供しています。

ピースおおさか

大阪国際平和センター



大阪府中央区大阪城2-1
(06) 6947-7208

ピースおおさか

大阪空襲の犠牲者を追悼し平和を祈念するとともに、大阪空襲を中心とした情報・資料の収集・保存・展示等を通じて、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育むことを目的としています。

大阪府視聴覚ライブラリー

(大阪府立中央図書館内)



東大阪市荒本北1-2-1
(06) 6745-0170(代表)

大阪府視聴覚ライブラリー

人権教育をはじめとするさまざまな視聴覚教材(16mmフィルム・ビデオ・DVD等)を配置し、学校や企業などの団体に貸出しを行っています。

■人権教育教材の紹介



参加体験型学習のための人権教育教材です。地域、学校、職場など皆さんの身近な学習の場でご活用ください。

配布を希望される方は、大阪府府民文化部人権局(TEL 06-6210-9281)までご連絡ください。



「ゆまにて(humanité)」とは、フランス語で「人間性」という言葉(英語ではhumanity)です。人間にとってかけがえのない人権という文化を「なにわ(大阪)」に創りたい...という思いをこめた冊子です。

人権って、なに？

あなたは人権と聞いて、どのようなことを思いかべますか？
人権と聞くと、何かむずかしく考えてしまいませんか？

人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。

そして、わたしたち一人ひとりにとってかけがえのない大切なものであり、人が生きていくうえで無縁でいられないものでもあります。

わたしたちは、「自分の個性や能力を生かして働きたい」「健康で文化的な生活がしたい」など、幸せに暮らせるようさまざまな願いを持っています。そして、この願いがかなうよう日々努力しています。

しかし、わたしたちのまわりには、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などにかかわる問題やインターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。

わたしたちは、誰もが平等で幸せに生活できるように、お互いを尊重し、力をあわせて思いやりのところを大切にする社会を築くことで、はじめて一人ひとりが豊かに生きることができるのです。

この冊子では、人権をさまざまな角度から見つめ、個別の人権問題をわかりやすく解説しています。

人権についての行政の取組などの情報に触れていただくことで、人権を自分自身にかかわる身近な問題として、気づき、考え、行動していただきたいと思えます。

目次

人権について(気づき、考え、行動する)

生命の尊さを知る	4
ともに生きる	5
自尊感情を育てる	6
ステレオタイプに気づく	7
気持ちを伝える言い方	8

人権への取組

国際的な人権保障の枠組み	9
日本国内での取組	10
大阪府の取組	12

身近な人権のこと

女性の人権のこと	14
子どもの人権のこと	16
高齢者の人権のこと	18
障がい者の人権のこと	19
同和問題のこと	20
外国人の人権のこと	21
HIV感染者の人権のこと	22
ハンセン病回復者の人権のこと	23
こころの病に関すること	24
犯罪被害者や家族の人権のこと	25
個人情報保護のこと	26
インターネットによる人権侵害のこと	27
北朝鮮による拉致問題のこと	28
性的マイノリティの人権のこと	29
職業や雇用をめぐる人権問題のこと	30
ホームレスの人権のこと	32
さまざまな人権問題	33
人権カレンダー	33

人権に関する相談

一人で悩まないで	34
人権相談窓口	34

生命の尊さを知る

平和、生命、そして人権

第二次世界大戦では多くの人が生命や住むところを奪われ、街が破壊されました。そのため、二度と戦争が起こることのないよう、世界の平和を維持し、国家の枠を超えて自由と人権を保障することを基本理念として国際連合がつけられました。

しかし、戦争や紛争は、今もなお世界のどこかで繰り返され、多くの人の生命が奪われ続けています。戦争は最大の人権侵害であり、そのような状態が「平和」でないことは明らかです。

今日では、「平和」とは単に「戦争のない状態」を意味するのではなく、より積極的な概念にとらえ、社会全体の中で「人がそれぞれ信じる幸福の形を追求(=自己実現)するための環境が整えられている状態」であると考えられています。

わたしたちは、「平和のないところでは人権は守られない」「人権のないところには平和は存在しない」という歴史の教訓を、未来の生命のためにしっかりと受け継ぎ、積極的に主張していかなければなりません。

生命の尊さがすべての根本

人は一人で生きているわけではありません。集まりの中で支え合い、他の人とともに地球という一つの場所に生きています。そして、その根本に生命があります。それぞれの生命はただ一度だけの、繰り返すことのできない大切なものです。

人だけでなく、動物や植物も生きています。地球上の生き物はすべて、もともと同じ一つの生命から誕生しました。はるかな昔からの生命の流れに思いをめぐらし、生命の尊さを自覚することが大切です。

21世紀を真に豊かな「人権の世紀・平和の世紀」とするためには、人権を「生命」という点からとらえ、生命の尊さはすべての生きている仲間に通じて不可欠なものであることを認識することが必要です。



ともに生きる

ともに生きる社会とは

わたしたちが人間らしく生きながら、それぞれの幸せを築いていく権利。それが「人権」です。わたしたちすべては、人間として等しく同じ人権を有しており、一人ひとりが「かけがえのない存在」なのです。

自分の権利のみならず、他の人の権利と尊厳についても深く理解する。そして、自分の権利を行使するときに伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合う。それが「ともに生きる社会」です。

人には違いがある

人にはそれぞれ、違い=「個性」があります。

人それぞれの「個性」がいかされて社会ができています。必要とされていない人などいませんし、誰かが優れていたり劣っていたりするわけでもありません。

わたしたちは、そうした多様な「個性」を持った人たちの中で暮らしているにもかかわらず、時として他の人と出会ったときに、違いにとまどったり、違いを恐れたり、違いから逃げたりしてしまうことがあります。しかし、違いと向き合うことを避け続けていると、永遠に違いを楽しむことを知る機会を逃してしまいます。他の人との新たな出会いは多様な「個性」を見つけ出し、自らの人間性を深めるチャンスであると考え、発想の転換が必要です。



自尊感情を育てる

自分という唯一の存在

わたしたちは、生まれながらにしてそれぞれ独自の個性を持っています。自分という個性は、人類の歴史が始まって以来の、そして未来に二度とあらわれることのない唯一の存在です。

人は、しばしば自分は優れている・劣っていると、まわりの人と比較してしまいます。しかし、まず自分と向かい合い、自分という存在自体にかけがえのない価値があると自覚することが何よりも大切なのです。

「自尊感情」(セルフエスティーム)とは

「自分はかけがえのない大事な存在だ」と思える気持ちのことを「自尊感情」(セルフエスティーム)といいます。

自分という存在を否定するのではなく、欠点や短所も含めてありのままの自分を肯定的に認め、自分を好きになり、身近な人間関係の中で自分を価値あるものとして思えるようになることです。

自尊感情は人が生きていく上で最も大切な感情の一つです。こうした感情がなければ、人は社会の中で自分が存在していることの意義を見出すことができず、当然、身近な人との人間関係を築こうという気持ちにもなれません。

自尊感情は人権意識の基本

自分を価値あるものとして受け入れていけば、他の人の存在もきちんと受け止めることができ、逆に自分が大切にされた経験がなければ、他の人のことを大切に思うことがむずかしくなりやすいと言われています。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する意識の基本であるといえます。

子どものころからの自尊感情

「まだ子どもだから」とか「子どものくせに」などと言われ続けると、その子どもは自分に否定的になり、他の人のことも信じなくなりがちです。

子どものころから自尊感情を育てていくためには、大人が子どもを一人の人として大切に見守っていく必要があります。



ステレオタイプに気づく

ステレオタイプとは

わたしたちの意識の中には、いろいろな思い込みや固定観念があり、自分以外の特定の人たちに対して、一面的に決めつけたイメージを思い描きがちになります。このような一面的なイメージのことを「ステレオタイプ」といいます。

「血液型がA型の人は性格が几帳面だ」とか「動物好きな人に悪い人はいない」が一例です。しかし、実際には細かなことにはこだわらないA型の人はいますし、人の善悪が動物好きかどうかだけで決まるものではないでしょう。しかし、こうした当たり前のことが、ステレオタイプに当てはめることによって見えなくなってしまいます。

ステレオタイプによる偏見・差別

人に対するステレオタイプのものの見方に価値観や優劣の考え方が加わると、ある一面を持っているという理由だけで、排除したり避けたりするという偏見や差別を引き起こすことがあります。ステレオタイプは、容易に偏見や差別に結びつくのです。

人と適切な人間関係を築いていくためには、はじめから決めつけるのではなく、一人ひとりが持つ多様な個性=その人自身を見つけだし、それを認めていくことが大切です。



気持ちを伝える言い方

気持ちを伝えるということ

わたしたちが人とかがかわるとき、自分の都合や頼みごとをきちんと言えなかったり、逆に相手を責めるように感情や意見をぶつけてしまったりすることがあります。自分の気持ちをうまく伝えることはとてもむずかしいことです。

相手を傷つけない自己表現とは

相手の気持ちを傷つけずに自分の言いたいことを相手に素直に伝えるという考え方や、そのための方法があります。自分の思いや考えなどを自分の中で確認し、言葉にして相手に伝えるというコミュニケーションの技術のことで、「アサーション」(積極的な自己表現)といえます。

例えば、自分の話を聴いてほしいと感じたときに、「あなたは人の話をぜんぜん聴いていない!」ではなく「私は、あなたにちゃんと話を聴いてほしい」のように、「相手がどうか」ではなく「私がどう思っているのか」を伝える言い方です。そうすれば相手も受けとめやすく、相手の気持ちを傷つけることもありません。

「相手がどうか」ということは、自分自身の本当の気持ちではなく、相手に対する決めつけや思い込みを含んでいることが多いのです。

自己表現がつくる豊かな人間関係

人との関係の中で、お互いの言いたいことが違ったときに、相手に合わせて自分の気持ちを押し隠したり、逆に相手に対して攻撃的に主張したりしては、その関係はこじれてしまいます。

そういうときには、自分がどう思っているのかを率直に誠実に相手に伝え、相手の気持ちにも耳を傾け、相手を理解しようとするのが、気持ちのやりとりを可能にします。

自分がどう思っているのかを素直に伝え、同時に相手の気持ちにも配慮した言い方を技術として身につけることは、人間関係をつくっていく最初の一步です。

気持ちのやりとりは、豊かな人間関係をつくり自分の権利を尊重すると同時に、相手の権利を尊重することにもつながるのです。



国際的な人権保障の枠組み

国際連合では、人権の尊重が平和を守ることと密接不可分な関係にあり、差別を撤廃し人権を確立することが恒久平和に通じるとの考え方にもとづいて、人権を国際的な問題ととらえ、人権についての国際的な共通の基準を作りました。その最初の成果が、昭和23(1948)年12月10日に第3回総会において採択された「世界人権宣言」です。

そして、昭和25(1950)年の第5回総会において、12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。

世界人権宣言の持つ意味

「世界人権宣言」は、前文と30の条文からなり、誰もが自由であることにより保障される自由権(第1条~第20条)、参政権(第21条)、国家や地方自治体の関与によって保障される社会権(第22条~第27条)が規定されており、第29条では、他人の権利及び自由を尊重しなければならないことを定めています。

この宣言の考え方は世界各国の憲法や法律に取り入れられ、さまざまな国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

人権保障のための国際条約

人権の問題は、第二次世界大戦以降、各国のみならず国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が次第に一般的になってきました。このような考え方が

ら、法的な拘束力を持つ二つの「国際人権規約」(※)が昭和41(1966)年の総会において採択されました。

(※)「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)」
「市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)」

「国際人権規約」は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。これに加えて、国連が中心になり、個別の人権保障のためのさまざまな条約が作成されています。

人権文化の創造

「国際人権規約」をはじめとする人権保障のための国際条約を具体化していくためには、あらゆる人々が人権尊重の精神を当然のこととして身につけ、日常生活において実践し、人権という普遍的な文化を構築するための人権教育が大切です。

このため、国連では、世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」を平成17(2005)年に開始(※)しています。

(※)平成27(2015)年から、「これまでの取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた第3フェーズに入っています。

人権の主流化(人権の視点の強化)

国連では、平成17(2005)年、活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連性を踏まえて、国連のすべての活動で人権の視点を強化する考え(「人権の主流化」)を提唱しました。平成18(2006)年には、経済社会理事会の下部組織であった「人権委員会」に替えて、世界の人権問題についてより効果的に対処するために「人権理事会」を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化をはじめ、さまざまな取組を進めています。

日本国内での取組

世界的に人権保障の枠組みが作られていく中で、国内では、世界人権宣言に先立つ昭和22(1947)年に日本国憲法が施行されました。わが国では12月4日から世界人権宣言が採択された10日までの1週間を「人権週間」と定め、法務省の人権擁護機関をはじめ全国的に啓発活動を行っています。

日本国憲法で保障される基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、侵すことのできないものであると規定されています。

基本的人権	自由権
	国民生活に国家権力が干渉しないように求める権利(身体、精神、経済活動の自由)
	平等権
	法の下で、誰もが平等な扱いを受ける権利
	社会権
	社会を生きていく上で人間が人間らしく生きるための権利(生存権、教育を受ける権利、労働の権利)

さまざまな人権に関する法律の整備

国内には、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などにかかわる問題や、インターネットによる人権侵害など、さまざまな人権問題が存在しています。

これらの問題に直面する人たちの人権を具体的に保障するために、日本国憲法の趣旨や国際社会における流れを踏まえ、それぞれの問題に対応する個別の法律の整備が進められてきました。(11ページ参照)

人権教育・啓発の推進

平成12(2000)年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行され、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」が平成14(2002)年3月に策定されました。

この計画は平成23(2011)年4月に一部変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が人権課題に追加されました。



■ 日本国憲法

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条(法の下での平等)

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

■ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における国、地方公共団体、国民の責務

国

人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。

地方公共団体

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。

国民

人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

■ 人権に関する主な法律の整備状況

人権啓発・人権擁護

人権擁護委員法	昭和27(1952)年施行
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	平成12(2000)年施行

女性の人権

母子及び父子並びに寡婦福祉法	昭和39(1964)年施行
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律	昭和47(1972)年施行
男女共同参画社会基本法	平成11(1999)年施行
ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成12(2000)年施行
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	平成13(2001)年施行
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	平成27(2015)年施行

子どもの人権

教育基本法	昭和22(1947)年施行
学校教育法	昭和22(1947)年施行
児童福祉法	昭和23(1948)年施行
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	平成11(1999)年施行
児童虐待の防止等に関する法律	平成12(2000)年施行
子ども・若者育成支援推進法	平成22(2010)年施行
いじめ防止対策推進法	平成25(2013)年施行
子どもの貧困対策の推進に関する法律	平成26(2014)年施行
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成29(2017)年施行

高齢者の人権

老人福祉法	昭和38(1963)年施行
高齢者等の雇用の安定等に関する法律	昭和46(1971)年施行
高齢社会対策基本法	平成7(1995)年施行
高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成13(2001)年施行
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	平成18(2006)年施行
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	平成18(2006)年施行

障がい者の人権

身体障害者福祉法	昭和25(1950)年施行
知的障害者福祉法	昭和35(1960)年施行
障害者の雇用の促進等に関する法律	昭和35(1960)年施行
障害者基本法	平成5(1993)年施行
身体障害者補助犬法	平成14(2002)年施行
発達障害者支援法	平成17(2005)年施行
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	平成24(2012)年施行
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	平成25(2013)年施行
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進に関する法律	平成25(2013)年施行
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

同和問題

同和对策事業特別措置法	昭和44(1969)年施行 昭和57(1982)年失効
地域改善対策特別措置法	昭和57(1982)年施行 昭和62(1987)年失効
地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	昭和62(1987)年施行 平成14(2002)年失効
部落差別の解消の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

外国人の人権

出入国管理及び難民認定法	昭和26(1951)年施行
日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法	平成3(1991)年施行
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

HIV感染者の人権

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	平成11(1999)年施行
----------------------------	---------------

ハンセン病回復者の人権

らい予防法の廃止に関する法律	平成8(1996)年施行 平成21(2009)年廃止
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律	平成13(2001)年施行
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成21(2009)年施行

こころの病

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	昭和25(1950)年施行
---------------------	---------------

犯罪被害者や家族の人権

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和56(1981)年施行
犯罪被害者等基本法	平成17(2005)年施行
国外犯罪被害者弔慰金等の支給に関する法律	平成28(2016)年施行

個人情報保護

個人情報の保護に関する法律	平成15(2003)年施行
---------------	---------------

インターネットによる人権侵害

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律	平成14(2002)年施行
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	平成15(2003)年施行
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成21(2009)年施行
私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律	平成26(2014)年施行

北朝鮮による拉致問題

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律	平成15(2003)年施行
拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成18(2006)年施行

性的マイノリティの人権

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成16(2004)年施行
-------------------------	---------------

職業や雇用をめぐる人権問題

労働基準法	昭和22(1947)年施行
育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律	平成4(1992)年施行

ホームレスの人権

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	平成14(2002)年施行
-----------------------	---------------

その他

生活保護法	昭和25(1950)年施行
アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律	平成9(1997)年施行
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律	平成18(2006)年施行
自殺対策基本法	平成18(2006)年施行
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	平成19(2007)年施行
探偵業の業務の適正化に関する法律	平成19(2007)年施行
生活困窮者自立支援法	平成27(2015)年施行
再犯の防止等の推進に関する法律	平成28(2016)年施行

大阪府の取組

大阪府人権尊重の社会づくり条例

人権尊重の大切さを示し、また、大阪府の人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、平成10(1998)年10月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

●条例で定める府の責務

- ・ 施策の実施に当たり人権尊重の社会づくりに資するよう努めるとともに、人権施策を積極的に推進する。
- ・ 国、市町村との連絡調整を緊密に行うとともに、市町村、事業者及び府民との協働により、人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備する。

大阪府人権施策推進基本方針

平成13(2001)年3月に、条例の具体化のために「大阪府人権施策推進基本方針」を策定しました。

この基本方針では、条例のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、二つの府政推進の基本理念を掲げ、すべての行政分野において、基本理念を踏まえた総合的な施策の推進に努めることとしています。併せて、条例に示されている「人権施策」の基本方向を定めています。

府政運営の基本理念

一人ひとりがかけがえのない存在として
尊重される差別のない社会の実現

誰もが個性や能力をいかして自己実現を
図ることのできる豊かな人権文化の創造

人権施策の基本方向

●人権意識の高揚を図るための施策

1. 人権教育の推進

2. 人権教育に取り組む指導者の養成

3. 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

4. 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

●人権擁護に資する施策

1. 府民の主体的な判断・自己実現の支援

2. 人権にかかわる総合的な相談窓口の整備

3. 人権救済・保護システムの充実

大阪府人権教育推進計画

平成17(2005)年3月策定
平成27(2015)年3月改定

基本方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するための計画です。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨に沿った、大阪府の人権教育及び人権啓発に関する施策の基本計画の性格も併せ持っています。

1. 人権教育の推進

- ・ 家庭、学校、地域、職域等における人権教育の取組に対する支援
- ・ 教育の機会均等の確保と「学び」の場の充実
- ・ 現実に起こっている人権問題を踏まえた課題の共有・教材化
- ・ 多様な文化や価値観を持つすべての人々が共有できる人権教育の推進
- ・ 人権研修の推進・促進

2. 人権教育に取り組む指導者の養成

- ・ 地域、職域等において人権教育を担う人材の養成
- ・ 専門的知識を持った人材の養成
- ・ 人材の活用

3. 府民の主体的な人権教育に関する活動の促進

- ・ 人権を知ること、考えること、行動することを支援する環境の構築
- ・ NPO等民間団体と連携した取組の推進

4. 人権教育に関する情報収集・提供機能の充実

- ・ 人権教育情報の収集・提供
- ・ 人権教育教材の開発
- ・ 調査・研究機能の強化・充実
- ・ 人権意識の高揚につながる情報の発信

差別のない社会づくりのためのガイドライン

大阪府では、平成27(2015)年10月に、府民の皆様へ、差別解消についての理解を深めていただくために、「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」を策定しました。大阪府ホームページから閲覧・ダウンロードできますので、ぜひご活用ください。

※本冊子の34・35ページに、ガイドラインに掲載している相談・紛争解決機関のうち、国(法務省)大阪府及び府内市町村の人権相談窓口の一覧を掲載しています。
なお、障がい者による差別の解消に関しては、何が差別にあたるのか、合理的配慮としてどのような措置が望ましいのかなどについて基本的な考え方や具体例等を記載した「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」(平成27(2015)年3月策定)をご覧ください。

ガイドラインの目的 ①

差別の未然防止

事業者の行為によって発生し、裁判所で違法と判断された判例等をわかりやすく示すとともに、その判例から導くことができる「不当な差別的取扱い」を例示することにより、差別解消に関する府民の皆様への理解と、事業者の取組を促し、差別の未然防止をめざします。

ガイドラインの目的 ②

個別事案の適切な解決

大阪府や市町村の人権相談窓口をはじめとする相談窓口や、裁判外紛争解決機関(ADR)を紹介することにより、個別事案の適切な解決につなげることをめざします。

ガイドラインに掲載している判例

	事件の内容	判例のポイント
①	商店における外国人入店拒否	街頭で店舗を構えている以上、店は道を歩く顧客一般に開放されており、経営者は、顧客対象を限定したり、入店制限をしたりしてはならない。
②	公衆浴場における外国人入浴拒否	公衆浴場は法律上の許可を得て経営されている公共性を有する施設であるので、国籍、人種を問わず、利用が認められるべきであり、外国人の利用を一律に拒否することは不合理な差別である。
③	ゴルフクラブにおける外国人登録拒否	私的な団体であっても、一定の社会性を持つと認められる場合には、いかなる者を会員にするかについて、完全に自由な裁量はなく、日本国籍者であることを会員の登録要件とすることは認められない。
④	ゴルフクラブにおける性同一性障がい者入会拒否	私的な団体には構成員選択の自由が認められるが、会員権が市場に流通しているなど閉鎖的な団体とは認められない場合には、合理的な理由なく性同一性障がい者の入会を拒否することは許されない。
⑤	賃貸建物に関する外国人入居拒否	外国籍であることを理由に、賃貸借契約の締結を拒否することは、合理的な理由がなく、許されない。
⑥	外国人顧客への肌の色に関する質問	外国人顧客からの賃貸住宅の照会に対して、肌の色について、直接、あからさま、かつ執拗に問いただす行為は、人格的利益を毀損する違法なものである。
⑦	昇格に関する女性に対する不利益取扱い	賃金と連動する「資格」の付与(昇格)について、男性を優遇することは、女性に対する不当な差別的取扱いとなり、許されない。
⑧	HIV感染を理由とする解雇	事業主は、特段の必要性がない限り、従業員がHIVに感染しているか否かの情報を取得してはならない。HIV感染を実質的な理由としてなされた解雇は、正当な理由を欠き、無効である。
⑨	地毛が明るい色の従業員に対する黒髪への染色の要求	身だしなみを清廉に保ち、利用客に悪い印象を与えないようにする等の趣旨から、従業員の「茶髪」を禁じている場合、地毛が明るい色の従業員に対して、黒髪への染色を命じてはならない。

ガイドラインに掲載している人権侵害事件

	事件の内容		事件の内容
①	ハンセン病回復者であることを理由とした宿泊拒否	⑦	外見が外国人のようであることを理由としたアパート賃貸借拒否
②	理容店における外国人へのサービス提供拒否	⑧	在日外国人であることを理由とした採用内定の取消し
③	機材レンタル店における外国人へのサービス提供拒否	⑨	採用試験における性同一性障がい者に対する不適切な質問
④	大規模小売店舗における外国人に対する不適切な対応	⑩	性同一性障がい者に対する更衣室等の利用制限
⑤	公営プールにおける外国人の利用一律拒否	⑪	調査会社による同和地区出身かどうかの調査
⑥	外国人であることを理由とするマンションへの入居拒否		

性別で役割を決めていませんか？ 女性の人権のこと

固定的な性別役割分担の意識

人々の意識の中に長い時間をかけて形づくられてきた、性別に基づく「固定的性別役割分担意識」は、男女共同参画社会の実現に向けた大きな障害の一つとなっています。

一方、これまでは仕事中心が多かった男性の中にも、家庭や地域で活躍している人が増えています。

仕事でも、家庭でも、地域でも、男女ともに自分らしく暮らせる社会を実現していくことが必要です。

男女平等を実現するために

国連は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」、翌年からの10年間を「国連婦人の10年」とし、男女平等のための行動を本格的に開始しました。

昭和54(1979)年には、「職場や家庭などあらゆる分野で、女性に対して差別的な法律はもちろん、規則や慣習等も見直していくことを規定した「女子差別撤廃条約」を採択しました。日本は昭和60(1985)年に締結しました。

男女共同参画社会基本法など

日本では、平成11(1999)年に、「男女共同参画社会基本法」が施行され、基本理念や方向性が示されるとともに、「男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国社会の最重要課題である」とされました。

この法律に基づき、国は平成12(2000)年に「男女共同参画基本計画」を策定しました。また、平成27(2015)年8月には、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることを目的とする「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(いわゆる「女性活躍推進法」)が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

大阪府では

男女共同参画をめぐるさまざまな課題に的確に対応していくために、平成13(2001)年に「男女共同参画社会基本法」に基づく「おおさか男女共同参画プラン(大阪府男女共同参画計画)」を策定するとともに、平成14(2002)年に府民や事業者とともに男女共同参画社会の実現をめざす指針となる「大阪府男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成28(2016)年3月には、「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、「あらゆる分野における女性の活躍」「健やかに安心して暮らせる社会づくり」「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の三つの基本方針を掲げ、誰もがいきいきと活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、施策を推進しています。

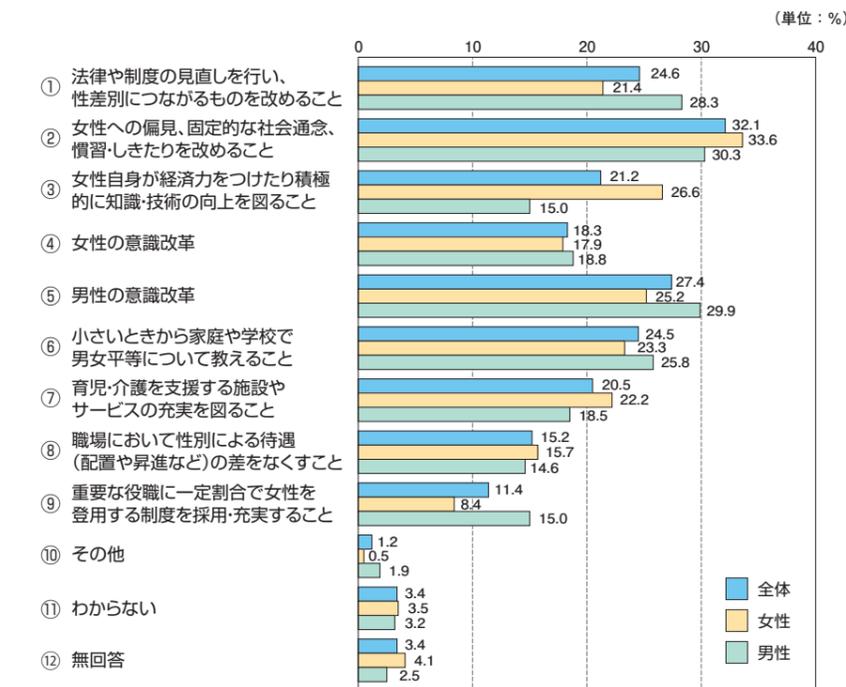
■ 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方について）



大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査報告書」(平成26(2014)年)より

■ 男女平等の実現にとって最も重要なこと

—男女とも「女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」が高率—



大阪府「男女共同参画に関する府民意識調査報告書」(平成26(2014)年)より

ひとり親家庭等をめぐる課題

結婚や離婚、未婚などに対する固定的な価値観や先入観により、ひとり親家庭など(母子家庭・父子家庭・寡婦(※))に対する偏見や差別が見られます。大阪府では、平成27(2015)年3月に「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、総合的に取り組んでいます。

(※)配偶者のない女性であって、かつて配偶者のない女性として20歳未満の児童を扶養していたことのある人

ドメスティック・バイオレンス(DV)・デートDV

ドメスティック・バイオレンス(略して「DV」と言われることもあります。)については、一般的には「配偶者など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われています。DVの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には、「固定的性別役割分担意識」や男女間の経済格差など、社会の構造的問題が関与しているといわれています。

平成13(2001)年10月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成16(2004)年12月には「配偶者からの暴力の定義の拡大」、「保護命令制度の充実」などを内容とする改正が、平成20(2008)年1月には「保護命令制度の拡充」、「市町村基本計画策定の努力義務」などを内容とする改正が、そして平成26(2014)年1月には生活の本拠を共にする交際相手を法の準用規定により適用

の対象に追加し、法律名を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」とする改正が行われるなど、不断の取組が行われています。

最近では、特に10歳代、20歳代の交際相手同士の間で起こる暴力である「デートDV」が問題となっています。「デートDV」は親密な交際関係の中で起こるものなので、その行為が暴力だと気付かない人が多いです。気付いたとしても、「自分が悪いんだから」「相手の仕返しは怖いから」「優しいときもあるし…」などと思い、一人で問題を抱え込んでしまいがちです。その間に暴力がエスカレートしてしまうおそれがあります。

■ 暴力の形態

身体的暴力だけでなく、さまざまな暴力が重なっております。

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、突き飛ばす 等
精神的暴力	暴言を吐く、怒鳴る、脅す、ばかにする、無視する、物を投げる、刃物を出す、自殺をほのめかす 等
経済的暴力	生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、外で働くことを嫌がる、家計の責任を負わせる、借金の強要 等
社会的暴力	友人や身内との付き合いを制限する、自由に外出させない、携帯電話・メールをチェックする、行動をチェックする、浮気を疑う、激しい嫉妬 等
子どもを巻き込む・利用した暴力	子どもの前で暴力を振るう(※)、子どもに危害を加える、子どもを取り上げようとする、子どもの前で非難する、子どもと仲良くするのを嫌う 等
性的暴力	望まない性的行為を強要する、避妊をしない、裸の写真を撮る・SNSで流す(と脅す)、無理やりポルノなどを見せる 等

※子どもの前で配偶者に暴力を振るうことは、「面前DV」であり、児童虐待に当たります。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日



配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、女性に対する暴力は、女性の人権を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。



パープルリボンは女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。

大阪府女性相談センター

(配偶者暴力相談支援センター)

秘密は守られます。相談は無料です。
安心してご相談ください。

電話番号

(06)6949-6022
(06)6946-7890

相談時間 <電話相談・面接相談>

9時から20時

祝日、年末年始を除く

※面接はできるだけご予約ください。

夜間・祝日DV電話相談

上記以外の時間

(06)6946-7890

子どもは「権利の主体」です

子どもの人権のこと

子どもの権利とは

人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。

子どもは社会の宝であるとして大切にされてきましたが、一方で、「まだ子どもだから」と言って子どものことを勝手に決めてしまうこともよくありました。しかし、子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」でもあるのです。にもかかわらず、子どもに対する虐待の増加、いじめ、体罰、自殺、不登校の問題や学校における暴力行為など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になってきています。

大人もかつては子どもでした。その頃のことを忘れずに、子どもの思いを理解し、そして尊重しながら、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて行動していくことが何よりも必要です。

子どもを権利の主体とするために

国連は、昭和34(1959)年に「児童の権利宣言」を採択し、20周年となる昭和54(1979)年を「国際児童年」とするなど、取組を進めてきました。そして、30周年となる平成元(1989)年に、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を採択しました。この条約は、18歳未満のすべての

子どもを対象とし、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を詳細かつ具体的に定めています。

平成28(2016)年6月に公布された改正児童福祉法では、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを、第1条に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

子どもに関する条例や計画

児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を傷付け、健やかな成長を阻害する事象が相次ぐ中、平成19(2007)年4月に「大阪府子ども条例」を施行しました。この条例では、子どもの尊厳を守り健やかな成長を支えるため、社会全体で認識を共有するための基本理念や大阪府、保護者、学校などの責務を明らかにし、府の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにしています。

また、平成27(2015)年3月に、「大阪府子ども総合計画」を策定しました。この計画により、「次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進します。

子どもを虐待から守るために

平成12(2000)年に、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。平成16(2004)年10月の改正では、児童虐待が「著しい人権侵害」であると明記され、「DVによる子どもへの心理的虐待」や「同居人による虐待」も定義に加えられとともに、「予防及び早期発見」、「児童の保護及び自立支援」など、国や自治体の責務がより詳しく定められ、さらに平成19(2007)年5月の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会、通信等の制限の強化を図るための見直しが行われ、平成28(2016)年6月の改正では、躰を名目とした児童虐待の防止が明記されるとともに、都道府県・市町村のそれぞれの役割・責務の明確化がなされました。

大阪府においても、平成23(2011)年2月に「大阪府子どもを虐待から守る条例」を施行しました。この条例は、子どもを虐待から守ることに係る施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

また、深刻な状況にある児童虐待問題に対応するため、子ども家庭センターの体制・機能強化、市町村児童家庭相談体制の充実

に向けた支援や地域の連携強化の推進、虐待を発見した場合等の通告の促進やオレンジリボンキャンペーンなどの啓発活動等を行っています。

社会構造やライフスタイルの変化により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している中、保護者が養育することができない子どもや、虐待を受けた経験のある子どもなどが増加しており、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことが求められています。

大阪府では、子どもの権利擁護と次世代の育成の観点から、子どもが生まれ育った環境にかかわらず健全に成長できるよう、第二次大阪府社会的養護体制整備計画を平成27(2015)年3月に策定しました。この計画に基づき、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができるよう、里親委託等家庭養護を推進するとともに、施設養護も、できる限り家庭的な養育環境とすること(小規模グループケア、グループホーム)をめざしています。

いじめを防止するために

平成23(2011)年10月、滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をするなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化しました。こうした中、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにす

るとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25(2013)年9月に施行されました。

大阪府では、この法律を受け、平成26(2014)年4月に「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針は、府、学校の設置者及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。この方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでいます。

子どもを性犯罪から守るために

大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪に遭わない、加害者を生み出さない社会の実現をめざし、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を平成24(2012)年10月に施行しました。この条例は、子どもに不安を与える行為等を規制するほか、子どもに対する性犯罪を犯して刑期を満了した人への社会復帰支援を行うことなどが定められています。

子どもの貧困対策

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る

ため、平成26(2014)年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。

平成27(2015)年の日本の子どもの貧困率(※)は13.9%(7人に1人)で12年ぶりに改善しましたが、ひとり親家庭では50.8%と非常に高い水準となっており、対策が急務となっています。

大阪府では同法に基づき、平成27(2015)年3月に「大阪府子ども総合計画」に「子どもの貧困対策計画」を包含して策定し、総合的な子どもの貧困対策を推進しています。

平成28(2016)年度は、府域における子どもの生活実態や学習状況の把握のため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施し、平成29(2017)年度は、その調査結果を踏まえた取組を進めるため、子どもの貧困対策計画に掲げる事業をベースに全庁挙げて総点検を実施し、具体的取組(案)を取りまとめました。

今後、その具体的取組(案)をもとに、国や市町村とも連携し、子どもの貧困対策を一層推進していきます。

※貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分(貧困線)を下回る人の割合のことをいい、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合をさします。

■ 大阪府における児童虐待対応件数



大阪府では、府内の小・中学(部)生を対象に、人権啓発詩・読書感想文を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。

一言

本音いえますか
作り笑いたって
ちっとも楽しくないでしょう

「やめて」
その一言なのに
のどにひっかかってでてこない
暴力されてるわけじゃない
その
なにげない一言で鼻がツーンと
痛くなる

「大丈夫？」
の一言でなにかがあふれてきた
私は一人じゃない
もう
作り笑いなんかしない

(第36回(平成29(2017)年度) 詩部門 中学校【中学部】の部)



主催：大阪府人権啓発委員会・人権啓発推進大阪協議会(実行)大阪府
編集：大阪府児童生活課(編集) 株式会社エヌ・エス・エス(印刷) 公益財団法人日本出版者協会

『とし』だけにこだわっていませんか？ 高齢者の人権のこと

高齢者の社会参加

年齢を重ねるにしたがって体力が低下することは避けることはできませんが、個人差もあり、高齢期になっても意欲的に社会参加している人はたくさんいます。年齢だけを理由に社会参加する機会を奪うことがあってはなりません。大阪府は、総人口の27.3%が65歳以上(平成28(2016)年10月1日現在 総務省推計人口)で、超高齢社会です。

また、超高齢社会が進むのに伴い、認知症の高齢者がさらに増加することが見込まれています。

高齢者が、社会の重要な一員として尊重され、就業をはじめ多様な社会活動に参加する機会が確保される社会を形成することが必要です。

また、高齢者に対するあらゆる形態の虐待をなくさなければなりません。すべての人が年齢を重ねるごとに充実感を感じ、健康かつ安全な生活を送ることができる、持続可能で適切な支援を提供する必要があります。

このような取組を通じて、活力ある高齢社会を築くことが必要です。

すべての世代のための社会の創造

国連は、昭和57(1982)年に各国の指針である「高齢者問題国際行動計画」を採択し「雇用と所得の保障、健康と栄養、住宅、教育、社会福祉」の領域でとるべき行動を勧告しました。平成14(2002)年には、「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」を採択し、高齢化の課題に対処し「すべての世代のための社会」の創造を推進することを宣言しました。

※平成3(1991)年に「自立・参加・ケア・自己実現・尊厳」の5項目を示した「高齢者のための国連原則」は、この宣言に引き継がれました。

高齢社会対策基本法など

日本では、平成7(1995)年に「高齢社会対策基本法」が施行されました。この法律では、高齢者がさまざまな社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であると示されています。

この法律は、政府が推進すべき基本的かつ総合的な指針として「高齢社会対策大綱」の策定を義務付けており、平成8(1996)年7月、平成24(2012)年3月の2回にわたって策定されました。

また、平成18(2006)年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

大阪府では

平成6(1994)年度より、保健福祉サービスの整備目標を示した「ふれあいおおさか高齢者計画」を定め、施策を計画的・総合的に進めてきました。現在は、平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までを計画期間として、「高齢者の年齢や心身の状況にかかわらず、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域包括ケアシステムの実現をめざし、そのために高齢者が主体性をもって生活することができるよう、みんなで支え合う地域づくり、社会づくりを行う」ことを基本理念とする「大阪府高齢者計画2015」に基づき、施策を推進しています。

また、認知症の方ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けるため、地域の方々が認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の高齢者やその家族を温かく見守る応援者として、自分のできる範囲で活動することが期待される「認知症サポーター」を市町村と共に養成しています。

さらに、高齢者虐待の防止については、高齢者保健医療福祉関係機関・団体と連携しながら取組を進めるとともに、市町村・地域包括支援センター職員等を対象とした高齢者虐待対応研修や専門相談窓口の設置、弁護士等からなる専門職チームの派遣等の市町村支援及びホームページ等における啓発などを行っています。

こころのバリア、ありませんか？

障がい者の人権のこと

※大阪府では、マイナスのイメージがある「害」の字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記することとしています。(法令等の例規文書や固有な名詞等を除く)

こころのバリア

身近なところで障がいのある人もない人も当たり前暮らし…そのためになくてはならないことが「バリアフリー」です。「バリアフリー」とは、行動や人間関係をさまたげるバリア(壁)をなくしていくことです。

解消しなければならぬバリアの一つに、一人ひとりのこころのバリアがあります。また、障がい及び障がいのある人に対する理解と認識の不足から、就労における差別や入居拒否などの問題、社会福祉施設などの設置に際して地域住民との摩擦(いわゆる施設コンフリクト)が発生するなどの問題もあります。

一人ひとりが、こころのバリアをなくしていくことが必要です。

障がい者の完全参加と平等のために

平成18(2006)年12月に、国連総会で「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)が全会一致で採択され、日本は、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等、国内法を整備し、平成26(2014)年1月に条約を締結しました。

一方、国内では平成5(1993)年に、すべての障がい者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることを示した「障害者基本法」が施行され、平成16(2004)年には障がいを理由とする差別禁止の規定が追加されました。

平成23(2011)年には、基本理念に「共生社会の実現」が掲げられたほか、障がい者を本人の障がいのみでとらえるのではなく、社会的障壁(障がい者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因とな

る事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)という社会との関係性によってとらえることや、社会的障壁の除去について、負担が過重でないときは必要かつ合理的な配慮が求められることとなりました。

また、平成24(2012)年10月には自治体への通報などを義務付けた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

さらに、平成25(2013)年4月に施行された、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)においても、基本理念に「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が位置付けられたほか、制度の谷間を埋めるべく、障がい者の定義に難病等が加えられるなど、障がい福祉サービスの充実が進められています。

平成25(2013)年6月には、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が制定され、平成28(2016)年4月に施行されました。この法律では、障害者基本法に規定された「差別の禁止」に関する具体的な内容を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を

定めており、行政機関等及び事業者に対し、障がい者差別解消に向けた取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて障がい者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促しています。

大阪府では

平成24(2012)年3月に「第4次大阪府障がい者計画」を策定し、「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に、すべての障がい者の地域での自立と社会参加の実現をめざしています。この中で「施策の谷間」の1つとされた発達障がいについては、平成26(2014)年3月に「大阪府発達障がい児者支援プラン」を策定し、障がい特性の理解に基づいた重層的な支援体制の構築をすすめています。

また、平成27(2015)年3月に策定した大阪府障がい者差別解消ガイドライン等による啓発活動と平成28(2016)年4月に施行した大阪府障がい者差別解消条例に基づく相談、紛争の防止・解決の体制整備を車の両輪として、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を進めています。

さらに、障害者基本法に定められた「障がい者週間(12月3日から9日)」を中心として、市町村や障がい者団体などと連携して、府民の障がい及び障がいのある人に対する理解を深める取組を行っています。

養護者(※)・養介護施設従事者等による虐待の相談は…

市町村や地域包括支援センターに相談してください。詳しくは府ホームページをご覧ください。

※日常的に高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

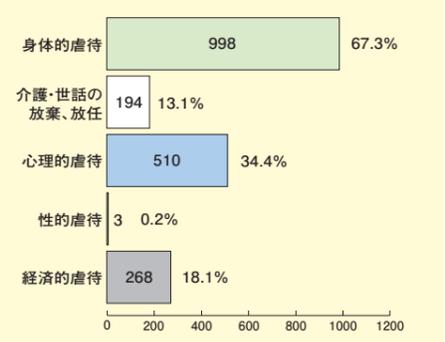
大阪府 高齢者虐待防止への取組 検索

大阪府における高齢者虐待の状況

養護者による虐待の相談件数・虐待の判断件数の推移



虐待の種別・類型 (N=1,434 重複あり)



大阪府「平成27年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況」より

障がい者に関するマーク

	しょうがいのための こくさいシンボルマーク	車いすを使う人をはじめとして、みんなが使いやすい たてものやちゅうしゃじょう、トイレなどのしせつがあることを しめす世界きょうつうのマークです。
	しんたいしょうがいがい ひょうしき	体にしょうがいのある人が運転する車をしめすマークです。
	ちょうかくしょうがいがい ひょうしき	耳にしょうがいのある人が運転する車をしめすマークです。
	もうじんのための こくさいシンボルマーク	目にしょうがいのある人が使いやすいたてものやしんこうなどの しせつをしめす世界きょうつうのマークです。
	耳マーク	耳にしょうがいのある人をしめすマークです。
	ほじょ犬マーク	目や耳や手足にしょうがいのある人の体の一部となつてはたらく ほじょ犬の受け入れをしめすマークです。 スーパー、ホテル、飲食店などのしせつの入口で見かけます。
	オストメイトマーク	人工こうもんや人工ぼうこうをつけた人が使いやすい トイレなどのしせつがあることをしめすマークです。
	ハートプラスマーク	体の中にしょうがいのある人をしめすマークです。 このマークを見かけたら、せきをゆすったり、 トイレを先に使ってもらってください。
	ヘルプマーク	外からは分からなくても、助けがほしい人ためのマークです。 このマークを見かけたら、せきをゆすったり、 こまっているようだったら声をかけてあげてください。
	大阪 ふれあいキャンペーン シンボルマーク	みんものしょうがいのためののりかいは深めるためのマークです。

養護者(※)・障がい福祉施設従事者等・利用者による虐待の相談は…

市町村の障がい者虐待防止センターに相談してください。詳細は府ホームページをご覧ください。

※障がい者の介護、世話をしている家族、親族、同居人など

大阪府 障がい者虐待防止のための取り組み 検索

障がいを理由とする差別に関する相談は…

市町村の相談窓口(障がい福祉担当課等)に相談してください。詳細は府ホームページをご覧ください。

大阪府 障がいを理由とする差別の解消に向けて 検索

差別意識の解消が必要です 同和問題のこと

同和問題とは

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

大阪府では

昭和40(1965)年に出された国の同和对策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、大阪府においても、地域の住宅や道路などの劣っていた生活環境を改善する事業が昭和44(1969)年から平成14(2002)年までの間実施され、生活環境は大幅に改善されました。

財政上の特別措置としての同和对策事業は平成14(2002)年で終了しましたが、インターネット上での差別的な書き込み等の差別事象が発生しており、同和問題が解決されたとは言えない状況であり、総合相

談事業の実施による相談の受付や人権総合講座の開催、人権啓発誌の作成・配布による啓発を行っているところです。

平成28(2016)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨も踏まえ、引き続き同和問題解決に向けた取組を推進しています。

差別につながる調査の規制

「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(昭和60(1985)年制定、平成23(2011)年一部改正)」により、部落差別を引き起こすおそれのある個人調査や土地に関する調査を規制しています。

この条例は、部落差別事象の発生を防止することによって、府民の基本的人権を擁護することを目的としており、興信所・探偵社業者に対し、特定の個人の居住地が同和地区にあるかないかの調査をしないこと等を義務付けています。

また、土地の取引に関連して、土地調査等を行う者に対して、調査対象の土地が同和地区にあるかないかの調査をしないこと等を義務付けています。

えせ同和行為の排除

同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものの一つに、いわゆるえせ同和行為があります。

えせ同和行為とは、同和問題を口実として高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど、不当に利益を得る行為を指します。えせ同和行為は、府民に同和問題について誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための教育や啓発の効果を覆すことにもなりかねません。

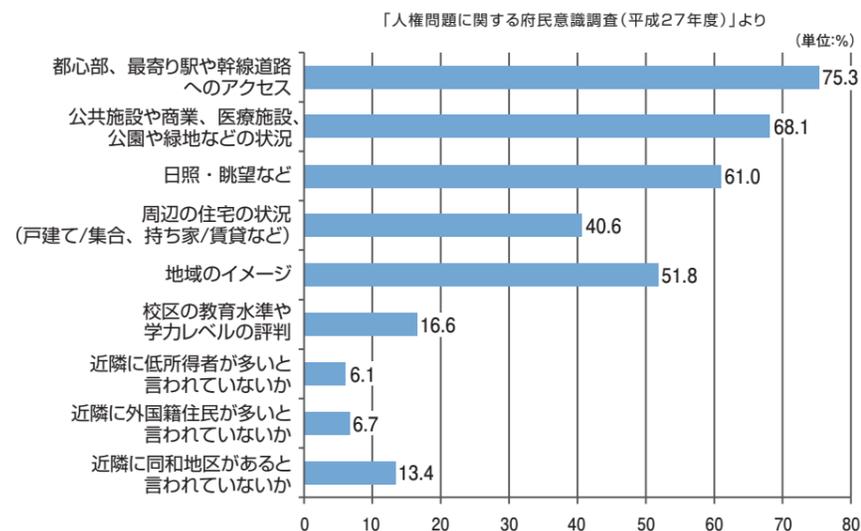
えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対してき然とした態度で臨むことが重要です。また、窓口担当者に対応を任せきりにするのではなく、組織全体の問題として対応することも大切です。具体的な要求を受けたときは、法務局、警察、弁護士などに相談してください。

大阪府えせ同和行為対策関係機関連絡会(大阪法務局人権擁護部内)
Tel : 06-6942-9492

平成29年度同和問題啓発ポスター



■ 質問:家を買ったり借りたりする際に重視する(した)立地条件



「多文化共生」の時代です 外国人の人権のこと

外国人を取り巻く状況

国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の人が幅広い分野の職業に従事し、留学生も多数来日しています。

大阪府には、162カ国、約22万3千人の外国人が暮らしており、府民の40人に1人が外国人という計算になります(平成29(2017)年6月30日現在)。

そのような状況の中、外国人であることを理由にした入居や入店の拒否が起こったり、賃金や労働時間が日本人と異なる不利益な扱いを受けたりする事例もあります。また、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

このため、多言語による情報提供や日本語学習の機会の確保など円滑なコミュニケーションのための取組に加え、国籍や民族な

どの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていく必要があります。

在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯とは

大阪府で暮らしている外国人の約5割は韓国籍・朝鮮籍の人です。その多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。

戦後、さまざまな事情により多くの人々が日本にとどまることになりましたが、その後の制度改正により、外国籍の人=外国人であるとされたのです。

現在、この人たちの中には、差別を避ける

ため、本名ではなく日本名(通名)で生活する人もいます。

大阪府では

平成14(2002)年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」(※)を定めて、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めています。

※大阪府在日外国人施策に関する指針<基本方向>

- ・人権尊重意識の高揚と啓発の充実
- ・暮らし情報の提供と相談機能の充実
- ・安心のための医療・健康・福祉サービス体制の充実
- ・国際理解教育・在日外国人教育の充実
- ・府政への参画推進

■ 大阪府の国籍・地域別在留外国人数

	平成25(2013)年12月	平成26(2014)年12月	平成27(2015)年12月	平成28(2016)年12月	平成29(2017)年6月
韓国・朝鮮	118,398	114,373	111,863	109,322	108,137
中国	50,328	51,121	52,856	56,217	58,050
ベトナム	5,131	6,958	10,494	14,260	17,168
フィリピン	6,220	6,524	6,853	7,331	7,600
台湾	3,546	4,198	5,346	5,951	6,350

法務省「在留外国人統計」を基に作成

ヘイトスピーチゆるさへん!

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されません。

こうした差別的言動を解消するため、平成28(2016)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。大阪府においてもヘイトスピーチの解消に向けて、啓発に取り組んでいます。

ヘイトスピーチを許さない、互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。



必要なのは、正しく知ること

HIV感染者の人権のこと

HIV感染症／エイズとは

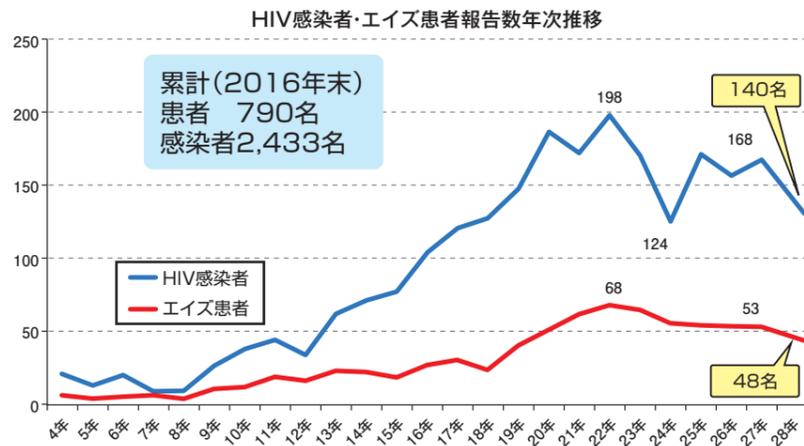
HIVというウイルスが体の中で増えると、体に備わっている抵抗力(免疫)が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍等が引き起こされます。この状態をエイズ(AIDS:後天性免疫不全症候群)と呼び、昭和56(1981)年にアメリカで最初の症例が報告され、その後急速に世界に広がりました。

現在は、医療の飛躍的な進歩等により、エイズ関連で死亡する人は、最も多かった

平成17(2005)年以降、45%減少しています。「エイズ=死」のイメージは過去のものであり、慢性疾患の一つという位置付けになっています。

HIV感染者は、世界で約3,670万人(平成28(2016)年末現在)です。先進国では減少傾向となっていますが、日本はその中で唯一増加し続けており、27,443人、うち大阪府では3,223人(平成28(2016)年末現在)と報告されています。

■ 大阪府のHIV感染者・エイズ患者の現状



HIV感染者に対する差別

HIV感染症に対する誤った知識や偏見から、感染を理由とした就職拒否や入居拒否などの人権侵害が起こっています。

HIVは、感染者と一緒にいても日常生活での接触で感染することはありません。主な感染経路は性行為で、誰もが感染する可能性があります。コンドームを使用するなど正しい知識を持って行動することで、感染を防ぐことが可能です。

また、HIVに感染しても、現在では医療の進歩により、治療を続けながら感染する前と同じ生活を続けることが可能です。

一人ひとりが正しい知識を持ち、HIV感染者が安心して学び、働き、生活できる社会を築くことが必要です。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

平成10(1998)年には、後天性免疫不全症候群(エイズ)等感染者の人権に配慮した施策の推進を基本理念とする「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定されています。

大阪府では

HIV・エイズに関する啓発冊子を作成・配布するなど、正しい知識を伝えることにより、感染予防及び感染者への配慮についての普及・啓発に努めています。



レッドリボン普及運動

レッドリボンはエイズを正しく理解し、偏見や差別を持っていないという自己メッセージを表現するもので、今、世界的な広がりを見せています。
大阪府では、エイズ啓発運動の一環として、広くレッドリボンの普及運動を推進しています。
あなたもご協力ください。

こんなことでは感染しません

- 握手をしたり身体にふれる
- 空気・水
- せき・くしゃみ
- 食器や箸を共用する
- 吊り革、手すり
- 公衆浴場・トイレ
- プール・シャワー
- 理容・美容 など日常生活

過ちを繰り返さない!

ハンセン病回復者の人権のこと

ハンセン病とは

感染者が差別を受けてきた病気の一つにハンセン病があります。

ハンセン病とは、らい菌によって引き起こされる病気です。しかし、らい菌の病原性は非常に低く、感染することはきわめてまれであり、感染しても発病する人はさらに少なくなります。また、優れた治療薬が開発されていて、早期発見・早期治療により後遺症を残さずに治る病気になっています。

法律による強制隔離

明治時代に「ハンセン病は感染症」という情報が日本にも入ってきましたが、それまで信じられていた遺伝病説は完全には消えず、それに加えて必要以上に感染症であることが強調され、社会に広まりました。そして、「患者を隔離することによってのみ社会が救われる」と考えられてしまいました。こうして、法律による強制的な隔離政策が「らい予防法」が制定された明治40(1907)年から平成8(1996)年の廃止までの間進められ、そのことが社会の偏見や差別意識を助長し、患者やその家族に大きな苦難と苦痛を強いてきました。

ハンセン病療養所の現状

平成29(2017)年5月1日現在、全国の療養所で1,473人の回復者が生活しています。療養所と社会の交流は徐々に進み、地域社会へ復帰した人もわずかながらいます。しかし、過去にあった宿泊拒否に見られるように、病気に対する根強い誤解や無理解が入所者の地域社会への復帰や交流を妨げています。

入所者が地域社会へ復帰・交流することのできる環境をわたしたちみんなで早く整え、二度とこうした間違いが起こらないようにしていくことが必要です。

また、入所者自身が高齢で身寄りがないことや長期間にわたり社会との交流を絶たれてきたことなどから、社会復帰が困難な状況もあります。

ハンセン病問題の解決の促進に向けて

強制的な隔離政策で人権侵害されたとして、ハンセン病療養所の入所者らが起こしていた「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13(2001)年に原告の主張をほぼ認めた判決が出されました。そして同年、

「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行され、その名誉回復等を国が行うこととされました。

平成20(2008)年6月には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定されました。この法律では、「何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されています。また、国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」としています。

大阪府では

啓発冊子の作成・配布、講演会の開催、看護学生及び高校生とハンセン病療養所入所者とのふれあい体験交流会の実施などにより、ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、ハンセン病回復者の社会復帰や社会生活の相談に応じるなど、支援を行っています。



みんなで考えていかないと...

特別な病気ではありません

こころの病に関すること

こころの病とは

「こころの病」と言っても、種類も症状もさまざまで、原因が分かっていないものも多くあります。例えば、うつ病と診断された場合でも、ストレスがきっかけの場合もあれば、身体の病気と関係していることもあります。

誰でもかかりうる病気です

こころの病で通院や入院をしている人たちは、国内で392万人(平成26(2014)年)と、32人に1人の割合です。また、生涯を通じて5人に1人がかかるとも言われています。

しかし、「こころの病は特別な人がかかるもの」という、古くからの慣習や風評などから生じる先入観や偏見が解消されたとは言えず、また、このため生きづらさや生活のしづらさに苦しんでいる人たちがいます。

こころの病は誰でもかかりうる病気であ

り、こうした先入観や偏見にとらわれないことが大切です。

大阪府では

精神科病院から地域生活への移行の推進や就労に向けた訓練の実施など、保健・医療・福祉の面から、様々な取組を行っています。

また、保健所やこころの健康総合センターにおいては、精神保健福祉相談をはじめ、啓発や研修などに取り組んでいます。

■ 主なこころの病とその症状

統合失調症

こころや考えがまとまりづらくなってしまう病気です。幻覚や妄想などの陽性症状と意欲の低下、感情表現が少なくなるなどの陰性症状があります。まわりの人には聞こえない声が聞こえたり、話がまとまらなくなったりします。

うつ病

眠れない、食欲がない、一日中落ち込んでいる、何をしても楽しめないといったことが続いている場合、うつ病の可能性があります。ものの見方が否定的になり、自分はダメな人間だと感じてしまうことがあります。

躁うつ病

(双極性障害)

ハイテンションで活動的な躁状態と、憂うつで無気力なうつ状態を繰り返します。

パニック障害

突然理由もなく不安になり、動悸やめまい、発汗、窒息感、吐き気、手足の震えといった発作を起こし、そのために生活に支障が出ている状態です。

依存症

大麻、シンナー、覚せい剤などの薬物、アルコールなどの使用を自分ではコントロールできなくなり、日常生活に支障を来す病気です。ギャンブルや買い物、インターネットなどへの依存もあります。

PTSD

(心的外傷後ストレス障害)

震災などの自然災害、火事、事故、暴力や犯罪被害など圧倒的な体験の影響で、突然怖い体験を思い出す、不安や緊張が続く、眠れないなどの症状が出てきます。このような状態が何か月も続くときにはPTSDの可能性があります。

認知症

脳の機能が低下し、記憶や思考への影響がみられる病気です。アルツハイマー型認知症、血管性認知症などがあります。

ストレスとは?

ストレスとはもともと「歪み」という意味。過剰なストレス(ストレスの原因)はこころと身体を歪ませ、ストレス反応を起こします。これがストレスです。

ストレス(ストレスの原因)

会社の倒産・
近親者の死・
昇進・妊娠・夫婦の問題・
事故・災害など

人間

こころ

からだ

ストレス反応

不眠・イライラ・怒り・うつ・
意欲の低下など

胃痛・肩こり・頭痛・動悸・
血圧上昇・免疫機能の低下など

それだけでも苦痛なのに…

犯罪被害者や家族の人権のこと

犯罪被害者や家族の負担

犯罪はそれ自体が人権を無視した行為です。犯罪被害者は、ある日突然、本人の意思とは無関係に、犯罪という理不尽な行為により命を奪われる、身体を傷付けられるといった直接的な被害を受けるだけでなく、その後生じるさまざまな問題(二次的被害)に苦しんでいます。

犯罪被害者や家族は、こうしたさまざまな問題に苦しめられているにもかかわらず、社会の無理解などから、被害を受けた原因の一端が被害者自身にあるかのように誤解され孤立するなど、これまで十分な支援を受けられずにいました。

誰もが犯罪被害者になる可能性があります。思いがけず犯罪に巻き込まれ、被害者となった人たちが置かれている状況や心情について、わたしたち一人ひとりが正しく理解し、自分自身に関わる問題として考えていくことが必要です。そして、犯罪被害者や家族が平穏な生活を取り戻すことができるよう、社会全体で支えていくことが求められています。

犯罪被害者等基本法

—犯罪被害者等の権利擁護のために—

犯罪被害者や家族の権利利益の保護を図り、支援していこうとする社会的な気運の高まりを受け、平成17(2005)年4月、「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

この法律は、基本理念の一つとして、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と規定し、被害者の権利を明文化しました。

同年12月には、国が講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を盛り込んだ「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。(※)この計画において「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日)を設定し、平成18(2006)年度から毎年度、国、地方公共団体、民間団体等が、犯罪被害者等への理解増進を図るための啓発事業を実施しています。

(※)平成23(2011)年3月には「第2次犯罪被害者等基本計画」が、平成28(2016)年4月には「第3次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

大阪府では

平成18(2006)年12月に、犯罪被害者等に関する施策を総合的・体系的に推進していくため、基本的な考え方を明らかにした「大阪府犯罪被害者等支援のための取組指針」を策定しました。この指針に基づき、犯罪被害者等に関する問題を社会全体で考え、ともに支え合う、誰もが安心して暮らすことができる大阪の実現をめざして、「犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰支援」「犯罪被害者等を支える社会づくり」を柱として、施策の推進に努めています。

府警察においては、犯罪による精神的な被害の軽減を図るため、「被害者カウンセリング制度」を設け、性犯罪等の被害者や、殺人事件の遺族に対し、要望に応じ、専門家によるカウンセリングを行っています。また、殺人、強盗致傷等の重大な犯罪の被害者や遺族に対し、「被害者連絡制度」により、捜査の状況等情報の提供を行っています。

さらに、被害者等への支援活動を推進するため、府警察、府、関係機関・団体で構成する「大阪府被害者支援会議」を設置し、総合的な被害者支援を推進しています。

■ 犯罪被害による影響(二次的被害)



精神的ショックやそれに伴う体調不良



働き手を失った場合、経済的に困窮



事件についての相談相手



警察との対応の手助け・付添



生活全般(買物など)の手伝い



警察の捜査や裁判による精神的・時間的負担



周囲の無責任なうわさ話や過剰取材・報道によるストレス



根掘り葉掘り詮索しない



無責任なうわさ話・プライバシーの侵害をしない

被害に遭った直後は、気持ちが動転していて、何をすればよいのか判断できない状態にあります。そんなとき、信頼できる周囲の人の支えが大きな助けになります。ただし、そっとしておいてほしい被害者もいます。あなたにできることを探してみてください。

大阪府パンフレット「犯罪被害について考えてみましょう」より

プライバシーを守るために

個人情報保護のこと

個人情報について

個人情報(※1)は、わたしたちが日常生活や事業活動などを営んでいく上で、その利用が必要不可欠なものです。一方、その内容に誤りがあったり、本人に無断で収集や提供がなされた場合、プライバシーなどの個人の権利や利益を侵害するおそれがあります。

平成15(2003)年に制定された「個人情報の保護に関する法律」(個人情報保護法)では、国・地方公共団体の責務や個人情報取扱事業者の義務等を定めており、この法律に基づき、国・地方公共団体は自らが保有する個人情報の保護に関する法律や条例を定め、また、個人情報保護委員会等では個人情報取扱事業者が守るべきガイドラインを定めています。

平成27(2015)年9月には、個人情報保護委員会の新設や個人情報の定義の明確化等を柱とする改正個人情報保護法が成立し、平成29(2017)年5月に全面施行されました。

大阪府では

個人情報を安全かつ適正に取り扱うためのルールとして、「大阪府個人情報保護条例」を平成8(1996)年から施行しています。この条例では、府の実施機関(※2)が保有する個人情報について、開示請求権、訂正請求権、利用停止請求権、是正の申出権を保障しています。

(※1)住所、氏名、年齢、職業、学歴、所得、資格、家族構成、趣味など、実に様々なものが「個人情報」に該当します。氏名等、それ自体が特定の個人と直接結びつく情報はもちろん、それだけでは誰のものか分からない情報であっても、他の情報と組み合わせることで特定の個人の情報と分かるものも「個人情報」に含まれます。

(※2)知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

本人通知制度について

住民票の写しや戸籍謄本等を第三者が取得した場合に、事前登録した本人に交付事実を通知する「本人通知制度」が府内全市町村で導入されています。

この制度は、委任状の偽造などによる住民票の写しや戸籍謄本等の不正請求及び不正取得の早期発見につながり、個人情報の不正利用防止や事実関係の究明の一助になります。また、本人に交付した事実を通知することで不正取得が発覚する可能性が高まるため、不正請求及び不正取得自体を抑止する効果も期待されます。

■大阪府個人情報保護条例について

○責務

わたしたち一人ひとは…

責務

- 個人情報の保護の重要性を認識し、自らの情報を適切に管理し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければなりません。

事業者は…

責務

- 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取り扱い、府の施策に協力しなければなりません。

○大阪府は…

責務・義務

- 個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な施策を策定し、実施しなければなりません。
- 事業者に対し、指導・助言を行います。職員も職務上知り得た個人情報を適正に取り扱わなければなりません。
- 府民からの請求などに対応しなければなりません。

○わたしたち一人ひとりの権利

自らの情報に関する権利が保障されます。

自分に関する情報が見たいとき —開示請求権—

- 誰でも、府の実施機関(※)が現に保有する自分に関する情報の開示を請求することができます。

自分に関する情報を利用停止してほしいとき —利用停止請求権—

- 誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報について、条例の定める収集や利用・提供の制限等に違反して利用・提供していると思うときには、その個人情報の利用停止を請求できます。

自分に関する情報に誤りがあるとき —訂正請求権—

- 誰でも、府の実施機関が現に保有する自分に関する情報が事実と違う場合には、その個人情報の訂正を請求することができます。

自分に関する情報の取扱いを是正してほしいとき —是正の申出権—

- 府の実施機関が自分に関する情報を不適正に取り扱っていると思うときは、その取扱いの是正を申し出ることができます。

(※)知事、教育委員会等の行政委員会、警察本部長、府設立の独立行政法人をいいます。

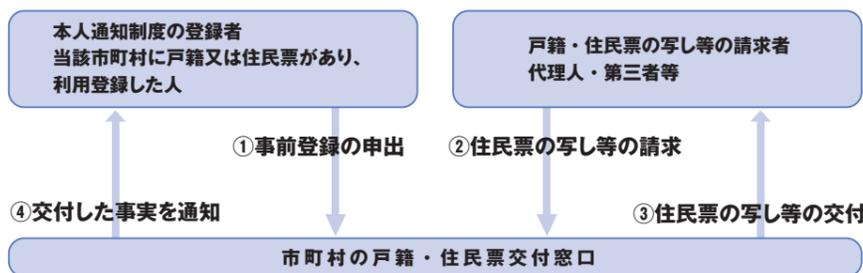
災害時に備えた避難行動要支援者名簿と個人情報保護

災害対策基本法において、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者(※)名簿の作成が市町村長に義務付けられており、本人の同意のもとに、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者(民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等)に提供し、迅速・確実な情報伝達や安否確認、避難誘導等の体制を整えることとなっています。

名簿情報を提供する際は、市町村の地域防災計画に定めるところにより、相手方に対して、個人情報の漏えい防止のために必要な措置を講ずよう求めることなど、避難行動要支援者等の権利利益を保護するために必要な措置を講ずよう努めなければならないとされています。

※災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者。

■本人通知制度の主な流れ



新たな人権侵害が起こっています

インターネットによる人権侵害のこと

インターネットの普及とその弊害

総務省の平成29(2017)年版「情報通信白書」によると、日本のインターネット利用人口は、平成28(2016)年度末時点で約1億84万人、人口普及率83.5%となっています。インターネットは手軽に情報を入手できるだけでなく、誰でも容易に情報を発信できるメディアとして、また、インターネットショッピングやインターネットバンキングなど生活の利便性を高めるものとして急速に普及しつつあるといえます。

反面、特定の個人・団体や不特定多数の人の誹謗中傷したり、差別を助長したりする有害な情報が掲載されるなど、人権に関わる問題が多数発生しています。

法律の制定と業界の自主規制

いったん掲載された情報は、発信者の意図にかかわらず、様々な所に流布してしまう可能性があり、完全に削除することが困難なことから、憲法が保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載

については、法的な対応(「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(プロバイダ責任制限法)や、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ防止法))や業界の自主規制(インターネット接続サービス等に係る事業者の対応に関するガイドライン等)による対策が講じられています。

近年では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が平成28年に施行されたことを受け、通信関連業界4団体では、平成29年3月に自主規制である「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の解説を改訂し、同条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長する等の行為」として、「いわゆるヘイトスピーチ」や「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどを示す情報をインターネット上に流通させる行為」が該当することを明確化しました。

メディア・リテラシーの重要性

しかしながら、今なお悪質な書き込みや動画の投稿が氾濫するなど、十分な効果が現れているとは言えない状況にあります。

情報の発信者一人ひとりがモラルと人権意識を高め、自らが発信する情報に責任を持つ姿勢が大切であるとともに、利用者もさまざまな情報に惑わされることなく主体的・批判的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めることが求められています。

ネット犯罪から子どもを守る

インターネットを悪用した犯罪に子どもが巻き込まれる例が後を絶ちません。近年、「出会い系サイト」による犯罪のほか、コミュニティサイトを悪用した児童買春や児童ポルノなど、重大かつ悪質な犯罪の発生が目立っています。子どもがインターネットを安全・適切に利用するには、利用目的を明確にした上で保護者と子どもが話し合い利用のルールをつくることやフィルタリングサービスへ加入することなどが大切です。

インターネット上で人権侵害に遭ったとき

インターネット上で特定個人の名誉を毀損したり、プライバシーを侵害したりする情報(以下「権利侵害情報」といいます。)が掲載された場合、プロバイダ責任制限法の枠組みに基づき、プロバイダやサーバの管理者・運営者に対して、権利侵害情報を掲載している者の氏名、メールアドレス、住所等の情報の開示請求や権利侵害情報の削除依頼をすることができます。

開示請求等の具体的な方法については、違法・有害情報相談センター(※)にご相談ください。

また、法務局の人権相談では、人権侵害情報の削除依頼の方法についての助言を行うなど、自らが被害の回復を図るための手助けも行っています。この手助けをしても自ら削除依頼を行うことが困難な場合やプロバイダが削除依頼に応じない場合などには、法務局がプロバイダなどへ削除の要請を行う場合もありますので、最寄りの法務局にご相談ください。

(法務局への相談は、34ページの「国(法務省)の人権相談窓口」をご覧ください。)

※総務省の委託を受けて、インターネット上の違法・有害情報への対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行う相談窓口。
ホームページ <http://www.ihaho.jp/index.html>

■インターネットにおける人権侵害をなくすために

- 他人を誹謗中傷する内容を書き込まない
- 差別的な発言を書き込まない
- 安易にあいまいな情報を書き込まない
- 他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない
- 書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があるということを意識する

政府広報
「インターネットを悪用した人権侵害に注意!」より

情報提供のお願い

大阪府では、インターネット上の差別書込みの実態を把握し、国に適切な対応を要望する際の基礎資料とするため、ホームページに情報提供窓口を設け、広く情報提供をお願いしています。

大阪府 インターネットにおける人権侵害 検索

拉致被害者の一日も早い帰国を願って

北朝鮮による拉致問題のこと

北朝鮮による拉致問題とは

平成14(2002)年9月、平壤で行われた日朝首脳会談で北朝鮮側が長年否定していた日本人の拉致を初めて認め、謝罪し、再発の防止を約束してから15年が、また、政府が確認している最初の拉致被害が発生してから既に40年が経過しました。

政府認定の拉致被害者17名の中には、失踪当時(昭和53(1978)年6月)大阪市内の飲食店で勤務していた原敎晁(はらただあき)さんも含まれており、大阪に暮らす私たちにとっても切実な問題です。

政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、北朝鮮側に対し、全ての被害者の安全確保及び即時帰国、真相究明並びに拉致実行犯の引渡しを強く要求しています。そして、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するべく、政府の総力を挙げて最大限の努力を尽くすとしています。

また、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18(2006)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公

布・施行され、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10~16日)の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等が定められました。

国際社会においても、国連総会本会議で、外国人拉致問題への深刻な懸念と早急な解決等を求める「北朝鮮人権状況決議」が平成17(2005)年以降毎年採択されています。

なお、拉致問題は北朝鮮という国家による犯罪であり、在日韓国・朝鮮人や北朝鮮の一般の国民には何の責任もありません。拉致問題について考える際には外国人の人権への配慮が必要です。

大阪府では

拉致問題の解決のためには、政府の外交をはじめとする様々な取組はもとより、私たち一人ひとりが関心と認識を深め、「決して許さない」「必ず取り戻す」との世論を高めていくことが必要です。

このため、平成29(2017)年2月には、拉致被害者の方々に向けて、松井知事と吉村大阪市長が北朝鮮向けラジオ放送「しおかせ」に励ましのメッセージを発信しました。

また「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に

は、啓発キャンペーンや映画「めぐみ」上映会などを開催しています。さらに政府拉致対策本部等と連携し、啓発舞台劇の上演や拉致被害者家族をお迎えした集會も開催しています。

拉致被害者の皆様の一日も早い帰国を目指して、引き続き政府を強力に後押しする取組を進めます。

■ 拉致問題を考える国民の集い in大阪のポスター



■ アニメ「めぐみ」



<http://www.rachi.go.jp/jp/megumi/> から無料でダウンロードできます。

性の多様性について知ってください

性的マイノリティの人権のこと

性の三要素

- 「性」には、
 - 生物学的な性(からだの性):生物学的な体の特徴が男性か女性か
 - 性自認(こころの性):自分の性をどのように認識しているか
 - 性的指向:恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか

の3つの要素があります。性的指向(Sexual Orientationセクシュアル・オリエンテーション)と性自認(Gender Identityジェンダー・アイデンティティ)を示す概念として、それぞれの頭文字をとってSOGI(ソジ)と呼称することもあります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

性的マイノリティを取り巻く現状

「生物学的な性」と「性自認」が一致している人や、「性的指向」が異性に向いている人が多数派とされる一方で、これらにあてはまらない性的マイノリティ(少数者)の人がいます。性的マイノリティの人権問題に関する社会の理解はまだ十分に進んでおらず、差別や偏見が存在する中、多くの当事者が生きづらさを感じています。

性的指向に関しては、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」同性愛等に対しては根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする差別的な取扱いについては、不当なことであるという認識は広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。

性自認に関しては、身体の性と心の性との食い違いに悩みながら、社会の無理解や偏見の中、社会生活上の支障を来したり、職場や学校等で嫌がらせやいじめ、差別を受け苦しんでいる人々がいます。

性のありかたは人それぞれです。大切なのは、その人がどれに当てはまるかを考えるのではなく、何に困っているかを一緒に考える意識や態度を身につけることです。

【性的指向についてのマイノリティ】
Lesbian(レズビアン)同性を好きになる女性
Gay(ゲイ)同性を好きになる男性
Bisexual(バイセクシュアル)異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人
【性自認についてのマイノリティ】
Transgender(トランスジェンダー)出生時に決定された性(からだの性)とは異なる性を自認する人
各語の頭文字をとって、「LGBT(エル・ジー・

ビー・ティー)」と表現されています。また、LGBTは性的マイノリティの総称としても使われることがあります。

LGBT以外にも、性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、あるいは性的指向や性自認を持たない人もいます。また、「LGBT」と「そうでない人」というような、はっきりした境界があるわけではありません。

近年国内で行われた複数の民間の調査結果によると、性的マイノリティの人は全人口の約8%いるといわれています。全人口の8%という約13人に1人の割合です。生きづらさを感じている当事者は、あなたの周りにもいるかもしれません。

社会の動向

平成16(2004)年7月施行の「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、性同一性障がい(※)の人々のうち一定の要件を満たせば、戸籍上の性別記載を変更できるようになりました。平成20(2008)年6月には、「現に子がいない」という条件が「現に未成年の子がいない」に緩和されましたが、依然要件を満たせず、性別を変更できない人たちが存在するなど、課題が残っています。

国では、性的マイノリティの人権問題について、関係府省において様々な啓発活動や人権相談が実施されています。平成27(2015)年4月には文部科学省が、学校における性的指向や性自認について悩みを抱える児童生徒に対する、きめ細やかな対応の

実施等を定めた通知を出しています。

また平成29(2017)年1月からいわゆるセクハラ指針が改正され、被害を受けた人の性的指向又は性自認にかかわらず、その人に対するセクシュアルハラスメントも指針の対象となる旨が明記されました。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の基本計画にも、「多様性と調和」を基本コンセプトに「性的指向」が明記されるなど、国内外において、様々な取組が広がっており、性的マイノリティの人々への理解や支援は拡がりを見せています。

※「トランスジェンダー」が性的違和を感じる人々の総称であるのに対し、「性同一性障害」とは、トランスジェンダーの中でも性別違和を解消して希望する性別で生きるために何らかの医療行為を受けたいと望む人などに対して、精神科の医師が診断する疾患名です。診断を受けないトランスジェンダーの人もたくさん存在します。近年、「性同一性障害」の呼称を「性別違和」、「性別不一致」、「性別不調和」などに改称する動きがあります。

大阪府では

平成29(2017)年3月に庁内方針を策定し、性的マイノリティについての正確な知識の普及のため、職員研修や府民、事業者への啓発を継続的に実施するとともに、人権をはじめ福祉、医療、雇用・就労、教育等の行政分野において、当事者や関係者の相談に応じています。

なお、性的マイノリティへの人権配慮の観点から、府に提出する申請書等について、法令で定められているものや合理的理由があるものを除き、性別の記載を不要とする取組を進めています。

大阪府 性的マイノリティ SOGI 検索



性的マイノリティの尊厳と社会運動を象徴する「レインボーフラッグ」上から赤(生命)・橙(癒し)・黄(太陽)・緑(自然)・藍(平穏/調和)・紫(精神)の6色で、性の多様性を表しています。



「取り戻す」ためのシンボル・ブルーリボン

ブルーリボンは、拉致被害者の救出を求める運動の中で発案されたものです。ブルーの色は、日本と北朝鮮をへだてる「日本海の青」、そして、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージしています。

「誰もが北朝鮮による拉致被害者の生存と救出を信じる意思表示」として、青いリボンを着けようという運動がなされています。

仕事や働き方で判断していませんか？

職業や雇用をめぐる人権問題のこと

仕事に対する固定的なイメージ

わたしたちの生活は多様な仕事や働き方に支えられています。

しかし、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、マイナスのイメージを持って一方的に判断をしてしまうことがあります。

わたしたちは、一人ひとりの仕事や働き方の違いを理解・尊重し、そこに優劣がないことを認識することが必要です。

雇用の機会均等のために

雇用をめぐるのは、本人の適性と能力に基づかない不合理な採用選考など、就職における差別の問題もあります。

国連の専門機関であるILO(国際労働機関)は、昭和33(1958)年に、雇用や職業上の差別待遇を受けない権利の保障を定めた「ILO第111号条約」(雇用及び職業についての差別待遇に関する条約)をつくり、各国に

雇用や職業上の機会均等の促進を求めています(日本はまだ批准していません。)

大阪府では

国に対し「ILO第111号条約」の批准を求めています。

また、平成11(1999)年に大阪市と連携し、調査業界、経済界、労働界など幅広い関係者からなる「公正採用・調査システム検討会議」を設置し、平成13(2001)年に「公正採用・調査システムの確立に向けての提言」を取りまとめました。この提言は、採用選考は応募者の能力・適性に基づいて行うことやセンシティブ情報(※1)は原則として収集してはならないこと、採用調査は本人同意の下で適法・適正な方法で行うことなどを企業や調査業者に求めています。

さらに、企業において公正な採用選考制度の確立と人権意識を高めるため、国(大阪労働局)と連携して「公正採用選考人権啓発推進員」の設置を求め、併せて新たに推進

員に任命された人を対象とした新任・基礎研修を実施しています(※2)。

(※1)国籍、出生地、家族に関する事等、本人に責任のない事項や、思想及び信条、労働組合への加入状況等、本来、自由であるべき事項などをいいます。

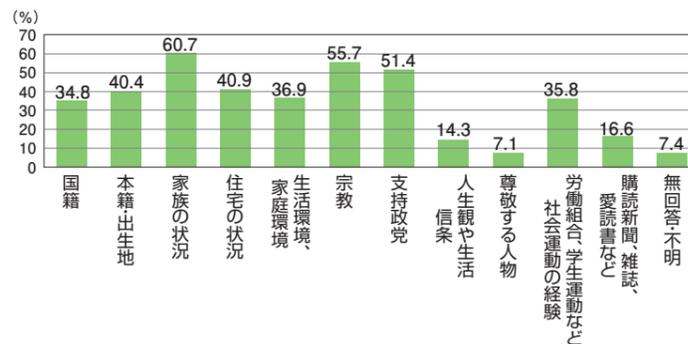
(※2)詳しくは大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyu/400-suisin-kensyu.html> をご覧ください。

企業の取組

政治・経済・文化などが国境を越えて地球規模で拡大するグローバル化が進む中、企業の社会的責任(CSR:Corporate Social Responsibility)について考え方が確立しています。これは、企業が社会を構成する一員として、従来からの経済的・法的責任だけでなく、消費者・従業員・地域住民を含む、広く利害関係者全てに対して責任を負わなければならないという考え方です。社会的責任に関する国際規格(ISO 26000)では7つの中核主題の中に「人権」「労働慣行」を挙げており、それに取り組む企業も増えてきています。

採用面接における質問で人権上問題があると思うこと

「人権問題に関する府民意識調査(平成27年度)」より



※いずれの質問も「就職差別につながるおそれのある不適切な質問」とされています。(厚生労働省 HP「公正な採用選考の基本」より)

ニートの状態にある若者の実態と支援策

ニート(Not in Education, Employment or Training)とは、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味する用語で、日本では、15~34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない「若年無業者」を指しています。

厚生労働省では、全国の若者支援の実績やノウハウのあるNPO法人や株式会社などに委託し、「地域若者サポートステーション」(愛称:サポステ)を実施しています。サポステでは、働くことに悩みを抱える15歳~39歳までの若者に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行っています。

大阪府では、平成25(2013)年9月より、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、全ての求職者に対応し、就職活動に関するきめ細かな情報の提供や個別支援を行う「OSAKAしごとフィールド」を設置し、一人ひとりの就活ステージに合わせたサポートにより、一日も早い就職に向けた支援を実施しています。

職場におけるハラスメント

ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを言います。特に職場で起こりやすいハラスメントとして、セクシュアルハラスメントとパワーハラスメントがあります。また、妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益取扱い(いわゆるマタニティハラスメント)等も、重大な問題です。

セクシュアルハラスメント

性的な嫌がらせのことを言い、男女雇用機会均等法では「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」と定義され、同性に対するものも含まれます。また、性的指向や性自認に関して冗談を言ったり、からかったりすることもセクシュアルハラスメントに該当することがあります。

形態

●対価型

- 職務上の地位を利用して性的な関係を強要し、それを拒否した人に対し減給、降格などの不利益を負わせる行為
 - 性的な関係を要求したが拒否されたので解雇する
 - 人事考課などを条件に性的な関係を求める
 - 職場内での性的な発言に対し抗議した者を配置転換する など

●環境型

- 性的な関係は要求しないものの、職場での性的な言動により働く人々を不快にさせ、職場環境を損なう行為
 - しばしば性的なことを話題にする
 - 恋愛経験を執ように尋ねる
 - 性的な話題を内容とするメールを送る など

パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、又は職場環境を悪化させる行為を言います。パワーハラスメントは労働者の尊厳や人格を傷つける許されない行為であるとともに、職場環境を悪化させるものです。また、こうした問題を放置すれば、仕事への意欲や自信を失い、時には、心身の健康や命すら危険にさらされる場合があります。

形態

●身体的な攻撃

(例) 暴行・傷害

●精神的な攻撃

(例) 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言

●人間関係からの切り離し

(例) 隔離・仲間外し・無視

●過大な要求

(例) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害

●過小な要求

(例) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じ、仕事を与えない

●個の侵害

(例) 私的なことに過度に立ち入る

いわゆるマタニティハラスメント

職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申し出た男女労働者等の就業環境が害されることです。

形態

●制度等の利用への嫌がらせ型

- 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
 - (例) 産前休業の取得を相談したところ、退職を勧められた
- 制度等の利用の請求又は制度等の利用を阻害するもの
 - (例) 育児休業の取得を相談したところ、男性であることを理由に拒否された。
- 制度等を利用したことにより嫌がらせ等をするもの
 - (例) 所定外労働の制限をしていることを理由に、仕事をさせてもらえない。

●状態(妊娠した、出産した、つわり等による労働能率の低下等)への嫌がらせ型

- 解雇その他不利益な取扱いを示唆するもの
 - (例) 妊娠等したことにより嫌がらせ等をするもの
 - (例) 妊娠を報告したところ、早めの退職を勧められたり、仕事を任せてもらえなくなった。

関心を持ってほしい…

ホームレスの人権のこと

ホームレスの状況

厳しい経済・雇用情勢の中、自立の意思がありながら路上(野宿)生活を余儀なくされている人が多数存在しており、平成29(2017)年1月に国が行った概数調査では、全国で5,534人(うち大阪府1,303人)となっています。

ホームレスは、病気や寒さで生命の危険に向かい合っており、加えて嫌がらせや集団暴行の対象になり、不幸にも生命を落とすという事件も起こっています。この問題は、人間の尊厳に関わる人権問題であり、誰もが無関心のままですまされることではありません。

路上(野宿)生活に至る原因は、人によってさまざまです。日雇労働に長年就いてきた人たちの高齢化や会社の倒産等による失業・仕事の減少など、経済的な原因によるものが多数を占めますが、健康上の問題、家庭内の問題や借金の問題など、複数の原因が複雑にからみ合っているケースも少なくありません。

ホームレスの多くは、アルミ缶や家電製品等の廃品を収集して得た収入で生活していますが、就職して働きたいと望んでいる人も少なくありません。

ホームレス自立支援法

平成14(2002)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が施行されました。この法律に基づき定められた国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が、平成24(2012)年の実態調査や対策の実施状況を踏まえて見直され、平成25(2013)年には、就業機会や居住場所の確保、保健及び医療の確保など基本的な取組方針に加え、固定・定着化が進む高齢層のホームレスに対する支援等の事項が新たに示されました。また、平成27(2015)年3月には、福祉の観点から実施しているホームレス自立支援事業等については、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施すること等が示されました。

●住宅喪失不安定就労者

住居を失いインターネットカフェ・漫画喫茶等の店舗で寝泊まりしながら不安定就労に従事する人々(住居喪失不安定就労者)は、全国で約5,400人と推計されており、大きな社会問題となっています。(「住居喪失不安定就労者の実態に関する調査報告書」(平成19(2007)年8月厚生労働省実施))。これらの人々は、公園、河川敷、道路、駅舎等を生活の拠点とする従来のホームレスとは異なりますが、不安定な居住状態であることから、ホームレスとする考え方があります。

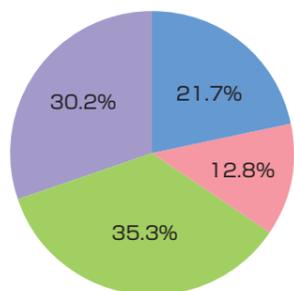
全国の自治体では、生活困窮者自立支援法に基づき、住宅喪失不安定就労者のみならず、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある人々全般を対象とした相談窓口を設置し、生活全般にわたる困りごとに対する相談を受け付けています。

大阪府では

平成16(2004)年4月に、「ホームレス自立支援法」に基づき、国の基本方針を指針として、計画期間を5年とする「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、市町村等と連携協力して、個々のホームレスの状況に応じた総合的な自立の支援に取り組んできました。

現在は、平成28(2016)年2月に策定した、ホームレス巡回相談指導事業と路上(野宿)生活からの脱却に向けた生活保護などの既存施策の十分な活用を柱とする実施計画に基づき、ホームレスの自立の支援に取り組んでいます。

■ ホームレスの今後の生活の希望



■ アパートに住み、就職して自活したい
 ■ アパートで福祉の支援を受けながら、軽い仕事をみつきたい
 ■ 今のままでいい
 ■ その他

厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」(平成28(2016)年10月)の生活実態調査結果より

さまざまな人権問題

「身近な人権のこと」と題して、私たちを取り巻く人権問題をこれまで取り上げてきましたが、他にもさまざまな人権問題が存在しています。

- アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。
- 人身取引(トラフィッキング)は重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。性的搾取等を目的とした事案が発生しています。

- 福島第一原発事故により避難している子どもが転校先でいじめを受ける事案が後を絶ちません。
- 刑を終えて出所した人や家族に対する偏見や差別は根強く、定職に就くことや住居を確保することが困難な状況にあります。
- 生まれつきのアザ、事故・病気によるキズやヤケド、脱毛などの「見た目(外見)」の症状がある人たちが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されたりするといった問題があります。

わたしたちは、毎日多くの人と接しながら生活していますが、会話の中の何気ない一言で、無意識に誰かを傷つけているかも知れません。人権を「自分の問題」として見つめ直し、一人ひとりの人権が尊重される社会を共に築いて行きましょう。

人権カレンダー

月	■ 月間 ● 週間 ★ 記念日			
4	■ AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間	● 2~8日	発達障がい啓発週間	★ 2日 世界自閉症啓発デー
5		● 1~7日 ● 5~11日	憲法週間 児童福祉週間	★ 3日 憲法記念日 ★ 5日 こどもの日
6	■ 外国人労働者問題啓発月間 ■ 男女雇用機会均等月間 ■ 就職差別撤廃月間	● 1~7日 ● 未定 ● 未定 ● 23~29日	HIV検査普及週間 ハンセン病を正しく理解する週間 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間 男女共同参画週間	★ 1日 人権擁護委員の日 ★ 22日 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日
7	■ 青少年の非行・被害防止全国強調月間 ■ 「社会を明るくする運動」強調月間 ■ 再犯防止啓発月間			★ 1日 更生保護の日
8				
9	■ 高齢者保健福祉月間 ■ 障がい者雇用支援月間 ■ 発達障がい者福祉月間	● 未定 ● 10~16日	全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間 自殺予防週間	★ 8日 国際識字デー ★ 10日 世界自殺予防デー
10	■ 部落差別調査等規制等条例啓発推進月間 ■ 里親月間 ■ 高齢者雇用支援月間			★ 1日 国際高齢者デー
11	■ 児童虐待防止推進月間 ■ 精神保健福祉月間 ■ 子ども・若者育成支援強調月間	● 12~25日 ● 未定 ● 25~12月1日	女性に対する暴力をなくす運動 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間 犯罪被害者週間	★ 25日 女性に対する暴力撤廃国際日
12		● 3~9日 ● 4~10日 ● 10~16日	障がい者週間 人権週間 北朝鮮人権侵害問題啓発週間	★ 1日 世界エイズデー ★ 3日 国際障がい者デー ★ 10日 人権デー
1				
2				
3	■ 自殺対策強化月間			★ 8日 国際女性デー ★ 21日 国際人種差別撤廃デー 世界ダウン症の日

一人で悩まないで…

人権に関する相談

人権のことで心が傷ついたときには、「誰にも言えずに辛い」「どこに相談したらよいかわからない」「相談を聞いてもらってアドバイスがほしい」など、一人で悩むのではなく、身近なところで相談できることが何よりも大切です。

暮らしの中で起こるさまざまな人権問題に関して、市町村では相談窓口を開設しています。

相談窓口の相談員は、状況の理解に努め、相談内容を解きほぐしながら、相談者の立場に立って事案に応じた適切な助言や情報提供を行っています。また、府内の自治体、公益法人、民間非営利団体（NPO）などの相談機関が連携協力する「人権相談機関ネットワーク」の中から事案に応じた適切な機関を紹介したり取り次ぐなど、連携して取り組んでいます。

国（法務省）の人権相談窓口

全国の法務局・地方法務局における面接又は電話による相談です。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)
電話番号 0570-003-110
受付時間 平日午前8時30分から午後5時15分まで

・電話は、おかけになった場所の最寄りの法務局・地方法務局につながります。発信した地域によっては、その地域を管轄しない法務局・地方法務局で電話を受ける場合があります。一部のIP電話等からは利用できない場合があります。

- ・相談は、法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。
- ・法務局・地方法務局では、窓口において面接による相談も受け付けています。
- ・インターネットによる人権相談も受け付けています。

みんなの人権110番

大阪府では

専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設するほか、市町村が実施する相談事業を推進するため、交付金による支援をしています。また、市町村に対する助言・支援や相談員の養成を行っています。さらに、「人権相談機関ネットワーク」を運営するとともに、相談内容を集約し、ホームページなどで情報提供しています。

人権擁護士

近年、相談内容が複雑・多様化していることから、府民の人権問題を早期に解決し、人権侵害を未然に防止するため、大阪府では平成19(2007)年度より人権擁護士を養成し、登録しています。人権擁護士は、市町村や民間事業所等において、相談事案を分析して適切な専門相談機関につなげたり、相談員のサポートや心のケアを行うなどの業務を担います。

大阪府人権擁護士

大阪府人権相談窓口

大阪府が一般財団法人大阪府人権協会に委託し実施しています。

電話	06-6581-8634
面談	上記電話番号でご予約ください。
メール	so-dan@jinken-osaka.jp
手紙	〒552-0001大阪市港区波除4-1-37 HRCビル8階
ファックス	06-6581-8614

- 開設時間
- 平日相談:月曜日から金曜日 9時30分～17時30分
 - 夜間相談:火曜日 17時30分～20時30分
 - 休日相談:毎月第4日曜日 9時30分～17時30分
- ※平日・夜間相談は祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

大阪府人権相談窓口

市町村人権相談窓口

	機関名	電話番号	開設日・時間
大阪市	人権啓発・相談センター	06-6532-7830	月～金 9時から21時 日 祝 9時から17時30分
堺市	人権相談ダイヤル (人権推進課)	072-228-7364	月～金 9時から17時 水曜日はLGBTなど多様な 性に関する相談も受付 ※受付終了16時30分
	人権ふれあいセンター	072-245-2530	火・木・金・土 9時から17時30分 水 9時から20時

《豊能》

	機関名	電話番号	開設日・時間
豊中市	一般財団法人 とよなか人権文化まちづくり協会	06-6841-2315	月・水・金(祝日除く) 9時から12時、13時から17時
池田市	人権・文化国際課	072-754-6231	月～金 8時45分から17時15分
	池田市人権協会 (池田市人権文化交流センター)	072-752-8226	月～金 9時から17時
箕面市	人権施策課	072-724-6720	月～金 8時45分から17時15分
	萱野中央人権文化センター	072-722-7400	火～日 9時から17時 ※祝日も相談可
	桜ヶ丘人権文化センター	072-721-4800	火～日 9時から17時 ※祝日も相談可
豊能町	住民人権課	072-739-3402	月～金 9時から17時30分
能勢町	総務課	072-734-0001	月～金 8時30分から17時

《三島》

	機関名	電話番号	開設日・時間
吹田市	人権平和室	06-6384-1513	月～金 9時から17時30分
	交流活動館	06-6388-5504	月～金 9時から17時(祝日除く)
高槻市	人権・男女共同参画課 人権110番(専用電話)	072-674-7575 072-674-7110	月～金 8時45分から17時15分
茨木市	人権・男女共生課	072-622-6613	月～金 9時から17時
摂津市	人権協会	06-6383-1011	月～金 10時から16時
島本町	人権文化センター	075-962-4402	月～金 9時から17時30分

《北河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
守口市	人権室	06-6992-1512	月、水、金 9時から12時 木 13時から16時
枚方市	特定非営利活動法人 枚方人権まちづくり協会	072-844-8788	月～金 9時から17時30分
寝屋川市	人権文化課	072-824-1181	月～金 9時から17時30分
大東市	人権室	072-870-9063	月～金 9時から17時30分
	特定非営利活動法人 ほうじょう	072-876-2560	月、水、木 9時から17時30分 火、金 9時から20時30分
	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	072-879-8810	月～土 9時から18時
門真市	人権女性政策課	06-6902-6079	月～金 9時30分から17時30分
四條畷市	四條畷市人権協会	072-803-7355	月～金 10時から16時
交野市	人権と暮らしの相談課	072-817-0997	月、水、金 13時から15時

《中河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
八尾市	人権政策課	072-924-9863	月～金 8時45分から17時15分
柏原市	人権推進課	072-972-6100	月～金 9時から17時
東大阪市	荒本人権文化センター	06-6788-7424	月～金 9時から17時
	長瀬人権文化センター	06-6720-1701	月～金 9時から17時

《南河内》

	機関名	電話番号	開設日・時間
富田林市	人権政策課	0721-25-1000	月～金 9時から17時30分
河内長野市	人権推進課	0721-53-1111	月～金 9時から17時30分
松原市	人権交流室	072-337-3101	月～金 9時から17時30分
	人権交流センター (男女共同参画センター)	072-332-5705	月～金 9時から17時30分
羽曳野市	人権推進課	072-958-1111	月～金 9時から17時30分
藤井寺市	協働人権課	072-939-1111	月～金 9時から17時30分
大阪狭山市	市民生活部市民相談・ 人権啓発グループ	072-366-0011	月～金 9時から17時30分
太子町	住民人権課	0721-98-5515	月～金 9時から17時
河南町	人権男女共同社会室	0721-93-2500	月～金 9時から17時
千早赤阪村	住民課	0721-72-0081	月～金 9時から17時

《泉北》

	機関名	電話番号	開設日・時間
泉大津市	人権市民協働課	0725-33-1131	月～金 9時から17時
和泉市	人権・男女参画室	0725-99-8115	第1、3月 13時30分から15時30分
高石市	人権推進課	072-275-6279	月～金 9時から17時30分
忠岡町	人権広報課	0725-22-1122	月～金 9時から17時30分

《泉南》

	機関名	電話番号	開設日・時間
岸和田市	人権・男女共同参画課	072-423-9562	月～金 9時から17時
貝塚市	人権政策課	072-433-7160	月～金 9時から17時
泉佐野市	人権推進課	072-463-1212	月～金 8時45分から17時15分
泉南市	人権推進課	072-480-2855	月～金 9時から17時30分
阪南市	人権推進課	072-471-5678	月～金 8時45分から17時15分
熊取町	人権推進課	072-452-1004	月～金 9時から17時30分
田尻町	企画人権課	072-466-5019	月～金 9時から17時
岬町	人権推進課	072-492-2773	月～金 9時から17時

ご意見・ご感想をおよせください。

本冊子をより良いものにしていくため、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしています。本冊子に添付している用紙のほか、大阪府ホームページからもお寄せいただけます。ぜひ、ご協力いただきますようお願いいたします。

ゆまにてそうぞう アンケート



大阪府広報担当副知事 もずやん